

議案第17号関連資料

明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的

令和6年度の介護報酬改定に向けた審議を踏まえ、指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正する厚生労働省令が本年4月1日から施行されることに伴い、介護サービス事業所等の基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正する条例

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (5) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (8) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

3 改正の概要

- (1) 運営に関する基準として以下3項目の追加等を行います。

	項目	内容	対象条例
追加	利用者(入所者及び入居者)の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	介護事業者において、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的に関催しなければならない。 ※ 令和9年3月31日まで経過措置あり	上記2 (1)から(7)及び(10)

追加	口腔衛生の管理	<p>指定特定施設入居者生活介護事業者において、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>※ 令和9年3月31日まで経過措置あり</p>	上記2(1)及び(2)
変更	協力医療機関等との連携（協力医療機関、緊急時対応医療機関等との連携）	<p>施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築しなければならない。</p> <p>※ (3)から(6)、(9)及び(10)は令和9年3月31日まで経過措置あり</p>	上記2すべて

(2) その他所要の整備

上記の他、省令に準じて所要の整備を行います。

4 施行期日

令和6年4月1日